

第十三回 参議院人事委員会會議録第二号

昭和二十六年十二月十四日(金曜日)午後三時五十一分開会

委員の異動
十二月十二日委員團伊能君辭任につき、その補欠として、大野木秀次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 理事
杉山 昌作君
千葉 信君
加藤 武徳君
平井 太郎君
小野 哲君
木下 源吾君
紅露 みつ君
衆議院議員
議院運営委員長 石田 博英君
事務局側
常任委員会専門員 川島 孝彦君
常任委員会専門員 熊林御堂定君

本日の會議に付した事件
○国家公務員法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○議員派遣要求の件

○理事(杉山昌作君) 只今から委員会を開会いたします。

○衆議院議員(石田博英君) 簡単に提案理由を御説明申し上げます。

国家公務員法等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

国会職員は、本年十二月一ぱいで今まで一般職に編入されておりましたものが一般職でなくなるわけでございます。即ち十二月三十一日まで一般職であるという国家公務員法の附則で今までは一般職にしておりましたので、十二月が終りますれば一般職でなくなる。従つて特別職でも一般職でもない公務員となりますので、一月一日からこれを引続き一般職にして置くか、特別職にするか、いずれかに決定しなければならぬ。建前に相成るわけでございます。もと／＼国会職員が人事院の管理の制約を受けまして、国会の独立性と自主性を保たないことは不合理だと思ひます。第一回の渡米議員団の報告にもありました通り、当然に特別職にするべきものであるという御報告もございました。一月一日から特別職のほりに普通通り復活させるという案文でございます。これだけの範囲のことを本年内にきめておきたいと存じておる次第でございます。

特別職になつたあとで、国会職員法に基き如何なる身分の保障並びにその他のことを一般職と比較して行なつて行くかというほうの法律案につきましても、来年御審議を願うわけでございます。ただ身分の属展だけこの年内に御決定願ひたいのであります。裁判所の職員はすでに特別職になつておるのであります。そこで国会職員と国会

員の秘書だけを特別職にするというわけであるのであります。これを同時に特別職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律中関係の條項をそれ／＼整理いたそうとするのでございます。又附則第二項におきまして「国会職員の給与の総額は、予算の範囲をこえないものとす

る」旨を規定したのであります。かかる規定は予算面より職員の給与を制約する結果を来たす虞れがあるという理由、又は規定する必要を認めないという理由から、立案に當つて反対の意見がございましたため、この点をこゝに議論をいたしておきますと本年度内に間に合ひ兼ねるという実情もございいたしますし、なお又関係方面との關係をも考慮いたしまして、結局本規定を設けることといたしまして、昨十三日衆議院本會議におきまして可決いたしました次第でございます。

以上御説明を申し上げます。
○理事(杉山昌作君) ちよつとこの際お諮りいたしますが、本案のこの審議については後刻改めてすることにいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。
○理事(杉山昌作君) 御異議ないと認めます。
○衆議院議員(石田博英君) では早速連絡を申しまして、こちらに申上げるようにいたします。

めに職員派遣の問題がありますが、これは至急事務局のほうへ提出しなければなりませんので、どなたとどなたに行つてもらうか、どこへ行つか等のごとを委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○理事(杉山昌作君) ではさう決定いたしました。
午後三時五十七分散会
十二月十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、国家公務員法等の一部を改正する法律案(衆)
国家公務員法等の一部を改正する法律案
○理事(杉山昌作君) 次にお諮りいたしますが、この休会中に國勢調査のた

二十三の二 国会職員
二十三の三 国会職員の秘書
第十條の次に次の二條を加える。

(国会職員の給与)
第十條の二 第一條第二十三号の二に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)及び同法第二十五條の規定に基く国会職員給与規程の定めるところによる。
(国会職員の秘書の給与)
第十條の三 第一條第二十三号の三に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、支給条件及び支給方法は、国会職員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)及び同法第二十三條の規定に基く国会職員の歳費、旅費及び手当等支給規程の定めるところによる。
第三條 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第七條中「衆議院議長、参議院議長」を削る。
第十三條中「又は国会職員法第二十五條及び同條の規定による国会職員給与規程」を削る。
第四條 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百九十九号)

の一部を次のように改正する。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律による改正規定により支給する国会職員の給与の総額は、予算の範囲をこえないものとする。

昭和二十七年一月四日印刷

昭和二十七年一月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁